

## 緊急車両に優先給油を行う際の留意点

### ○緊急車両とは

以下①～③の車両を優先給油の対象とします。

#### ① 「緊急通行車両確認標章」をフロントガラスに掲出している車両

災害対策基本法等に基づき、都道府県公安委員会が必要と判断した車両に標章が発行されます。

具体的には、行政機関、電力・ガス・電話会社の車両、医師・医療機関の車両、建設用重機や道路啓開作業用車両に加え、タンクローリー、路線バス・高速バス、物資輸送のための大型貨物自動車といった車両も状況に応じて災害復旧活動に必要となる車両として対象となり得ます。

#### ② パトカー・消防車・救急車等、赤色灯がついていて、かつ、サイレンを鳴らしながら走行する車両(道路交通法に基づく緊急自動車)

#### ③ 自衛隊車両

一般車両とは異なる 6桁のナンバープレートをつけている車両です。



(①緊急通行車両確認標章)



(③自衛隊車両のナンバープレート)

### ○優先給油の方法は

国として一律のルールを定めることはしません。

想定している給油方法の例としては、給油所にあるレーンのうち一定数を緊急車両専用に限定(3レーンのうち2レーンなど)、あるいは一定時間を緊急車両向けに限定するなどです。参考にして頂き、SS毎の設備や被災状況に応じて給油方法を決めて頂ければと思います。

### ○一般消費者への供給について

国からの要請に基づき、中核SSは緊急車両への優先給油を行うこととなります。しかし、ビジネスに支障のない範囲での対応を求めている、同時に一般消費者への給油を行うことは可能です。